

春風秋霜

6月号

平成 30 年 6 月 1 日

島田市教育委員会だより
教育長 濱田和彦

春風をもって人に接し、秋霜をもって自らを慎む 佐藤一喬

1 学校訪問を通して

教育委員は、小学校 4 校の学校訪問を 5 月に行いました。どの学校も大変落ち着いており、順調に新年度のスタートがきれいでいることに安心しました。

訪問校の中に、本年度から国語を含め教科担任制を積極的に取り入れた学校があります。「教科担任制は、教師が得意教科を教えるので、教師自身の意欲も高まり、工夫された授業により子供の学習意欲も高まった」と、校長から説明を受けました。教科担任制は、学校規模や教科によって導入に難易差がありますが、可能な教科において実施を検討していただきたいと思います。

ある学校の図工の授業を参観して、教育委員内で「楽しさ（想い）を重視すべきか」、「技法を重視すべきか」ということが話題になりました。この議論は、図工だけでなく音楽や体育など、創作活動における永遠のテーマだと思います。

私は、山本昌司先生から「想いは大切だが、技法を知っていた方が想いを表現しやすい」と教わりました。図工においては、混色や水彩におけるにじみやぼかしの技法は基礎技能として身に付けたいものです。また、後から彩色したものが前面に出やすいという彩色の特性は、表現方法として知っていた方が想いを表現しやすいと思います。技法について校内で共有すると共に、中学校の力を借りる方法もあると思います。

2 小学校の運動会を参観して

5 月 26 日（土）には、市内小学校 15 校の運動会が行われました。薄曇りでそよ風が吹く絶好の運動会日和に恵まれ、保護者や地域の方々もたくさん参観されていました。

どの学校も教職員の子供に寄り添う姿が見られ、それが子供たちの一生懸命な姿につながっていると思いました。運動会は子供にとって大きな楽しみです。子供たちは、保護者や地域の方々から応援され、大きな思い出をつくったと思います。

六合東小学校の 1・2 年生は、地域の有志が作曲した「島田市応援ソング：おしまちゃん de 踊っ茶おっ♪」でダンスを披露しました。このような有志の力が生かされた学校行事は、地育につながると思います。

1 学期の運動会は、学級づくりと平行して運動会の練習が必要になります。そのため、指導することが多くなりますが、どの学校も行事を通して子供を育て、学級づくりをしていると思いました。運動会のようにクラス担任以外の指示で動かなくてはならない時に、子供の成長の様子が分かります。



3 部活動指導について

中体連からの通知に、「中体連の大会における引率者・監督・指導員等は、部活動中における暴力等により、懲戒処分を受けていない者」とありました。今後、懲戒処分を受けた指導者は、大会への引率・指導ができないだけでなく、2年間の指導者登録が停止され、2回の処分を受

けると、資格なしとなり、以後の大会にかかわることができなくなります。

これは、指導者自身の問題にとどまらず、それまで指導を受けてきた生徒への影響も大変大きなものがあります。信用失墜行為の根絶は、これまでも取り組まれてきましたが、中体連がこのような取組を発表した重みを、部活動指導者全員で共有したいものです。

また、日本大学のアメリカン・フットボール部の反則行為が大きな話題になっています。監督の言動が問題視されていますが、指導者の言動には強制力が伴うことを自覚するとともに、指導者は生き方のモデルとして見られているという自覚が必要だと思えます。

4 静岡県都市教育長協議会に参加して

5月14日(月)に行われた協議会では、部活動の持ち方について話し合われました。国や県のガイドラインが示され、市教委の対応が求められているからです。多くの市は、1学期中に検討し、1学期末又は2学期初旬にガイドラインを示そうとしています。島田市でもほぼ同様な日程を考えています。

話し合いの中で、早朝練習は、ほぼ県内全市が禁止しています。休日の対応については、土日のどちらかを休養日にする市が多いものの、大会等における例外規定をどうするかが課題となっています。また、一部の市からは、生徒の負担にも配慮し、保護者による夜間の練習についても検討すべきという声もありました。

働き方改革の中で検討が行われている部活動ですが、子供たちを強くするために長時間の練習をする時代ではなくなったことを理解しなくてはなりません。短い時間でも効果を上げる科学的な練習方法を求めなくてはなりません。部活動は、生徒の成長にとっても、教師のやりがいにとっても大切なものだということは分かっていますが、あり方やこれまでの練習方法について検証することが求められていることをご理解願います。

肘かけ椅子

小澤 弥栄子 図書館課長

「図書館の使命 ～地域資料を寄贈してください！」

図書館では、本やAV資料の貸出しのほか、調べもののお手伝いなどを行っていますが、その他に大事な使命として資料の収集・保存があります。

国内で出版される全ての出版物は、納本制度により国立国会図書館へ納める義務があり、納本された出版物は国民共有の財産として永く保存し、後世に継承しています。

しかしながら、地方で出版された出版物については、国立国会図書館に納本されていないものも多くあるようです。

このため、県立図書館や市町村立図書館では、地域固有の出版物を収集し保管していますが、その収集に苦慮しているのが現状です。

県や市町村が作成した行政資料を始め、地元の企業・団体・学校・町内会などが作成した記念誌や祭りの小冊子など…これらは後世になって時代を知る貴重な資料となります。そして、今保存しなければ、将来無くなってしまう可能性があるものです。

ご家庭にこのような資料がありましたら、捨てる前にぜひ図書館に寄贈してください。図書館で30年後、50年後、未来へと引き継いでいきます。